

令和4年2月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

令和4年2月定例教育委員会付議議案 目次

※ 報告第3号、及び第2・3・4号議案については非公開につき削除

報告第2号	専決処分の承認を求めることについて-----	1 (臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の一部改正について)
報告第3号	専決処分の承認を求めることについて-----	3 (教職員（小・中学校）の内申について)
第2号議案	令和3年度補正予算（3月定例市議会）について-----	4
第3号議案	令和4年度当初予算（3月定例市議会）について-----	5
第4号議案	令和4年度臼杵市奨学生の決定について-----	6
第5号議案	臼杵市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の廃止について-----	7
第6号議案	臼杵磨崖仏管理条例の一部改正について-----	8

報告第2号

専決処分の承認を求めるについて

臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の一部改正について、下記のとおり専決処分をしたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第2条の規定に基づき報告し承認を求める。

令和4年2月25日提出

臼杵市教育委員会教育長 安東雅幸

専決年月日 令和4年1月1日

専決の内容 下記のとおり

記

臼杵市教育委員会告示第2号

臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の 一部を改正する告示

臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱（平成30年臼杵市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「行わず、還付については学期ごとに取扱うものとする」を「行わない」に改める。

第9条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、同項第2号又は第3号に定める事由が連續して5日以上となる場合については、当該事由により学校給食が実施されなかった期日を欠食日数に含めることができる。ただし、既に発注した食材等の購入費用の支出が避けられない等やむを得

ない場合については、この限りでない。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

理 由

連續して5日以上の学校（学年・学級）閉鎖・臨時休校時に、給食費の還付・調整がその都度行えるよう要綱の改正を行い、令和4年1月1日から遡及適用する。

第5号議案

臼杵市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の廃止について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

令和4年2月25日

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

臼杵市教育委員会規則第 号

臼杵市立幼稚園保育料徴収条例施行規則を廃止する規則

臼杵市立幼稚園保育料徴収条例施行規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第36号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

国の幼稚園無償化制度が実施されたことに伴い、臼杵市立幼稚園保育料徴収条例施行規則を廃止するもの。

第6号議案

臼杵磨崖仏管理条例の一部改正について

臼杵磨崖仏管理条例（平成17年臼杵市条例第209号）の一部改正について、議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定に基づき議決を求める。

令和4年2月25日提出

臼杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

記

臼杵磨崖仏管理条例の一部を改正する条例（案）

臼杵磨崖仏管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

臼杵市長 中 野 五 郎

臼杵磨崖仏管理条例の一部を改正する条例

臼杵磨崖仏管理条例（平成17年臼杵市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「次のとおり」を「午前9時から午後5時まで」に改め、同項各号を削り、同項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時に公開時間を変更することができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

臼杵磨崖仏の適正な保存管理を図るため、古園石仏、山王山石仏並びにホキ石仏第1群及び第2群の公開時間を見直すこととしたいたので提出する。